

気づいて 学んで つながろう

# 消費者ネットワークわかやま



## 四季だより 第22号

2017年10月

消費者相談や消費者被害に関する情報、  
これって消費者被害かな？という疑問等あ  
りましたら、消費者ネットワークわかやま  
迄お気軽にお電話下さい。

発行：消費者ネットワークわかやま事務局  
〒640-8323 和歌山市太田三丁目10番10号 わかやま市民生協気付  
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649 HP : cnw.wakayama.jp

### 消費者ネットワークわかやま 2017年度第1回公開学習会

## 「ご注意！巷に広がる危ない『科学』の数々」 を開催しました！

2017年9月14日（木）、わかやま市民生協 E\*KAO ホールにて、消費者ネットワークわかやま第1回公開学習会を開催しました。42人の参加がありました。

今回は、ニセ科学に関する誤った知識について、「だまされない心」の鍛え方を、小波秀雄さん（京都女子大学名誉教授）に講演いただきました。

ニセ科学の見分け方として、「万能」と主張するものは全てニセ科学の疑いがあることを以下のような事例を示しながら解説しました。「科学的根拠がないままEM菌が普及したこと」、「健康食品の広告ではあえて行間に限定的な表現を使わず、読み手側が良いように解釈させてしまうこと」、「酵素や水素水は根拠もなく身体に良いと思われていること」、「検索サイトでは信頼性のないサイトでも上位に挙がってくるため、逆に信頼性の高いサイトが上がってこないこと（例：がんについて知るなら、国立がんセンターの情報こそが最新で正しいにも関わらず、検索の際、上にこない。など）」にも触れました。

また、マイナスイオンは、滝周辺に発生するため、清々しく健康に良い感じがすると思われていること」も紹介されました。また、会場から「健康食品のサイトで“○△学会で発表した”とよく書いてあるが、意味はあるのか？」との質問があり、「発表は誰でもできるので正しいかどうかはデータを示されないとわからない」と説明がありました。最後に「結局、消費者の力（知識など）が消費者を守る」と締めくくり、私たちは正しい知識を知ることが大切であると、改めて考えさせられました。



#### ☆参加者の感想

- ・ EM菌等について科学的根拠がないまま広く普及してしまう恐ろしさが印象的だった。
- ・ 簡単にだまされるんだなと改めて思った。目をひくキャッチコピーにまどわされず、広い視野で商品・サービスを選択したい。
- ・ 信じる信じないは個人の自由だが、事業者がもうけるために消費者に誤った情報を広めるのは問題だ。選択を誤らせることになる。正しい知識を持つことが重要だと感じた。



## 消費者相談窓口より ～最近の消費者トラブルと対処法～

(NPO法人消費者サポートネット和歌山 提供)

### 【大手通販会社からショートメールが・・・】

大手通販会社から有料動画サービスの未納料金請求メールが届いた。本日中に連絡なき場合は、裁判になるとある。利用した覚えはないが、電話をかけたところ、40万円の未納料金があると言われ、コンビニで電子ギフト券を購入して番号を教えるように指示された。

<対処法>

最近、大手通販会社を騙り、未納料金の請求メールを送ってお金を騙し取ろうとする相談があります。このような場合、自身に身に覚えがなければ絶対に連絡してはいけません。連絡をすると個人情報を聞き出されるだけではなく、一旦お金を支払うと次々に要求がエスカレートし、お金を取り戻すことは難しいです。

### 【500円1回だけと思ったダイエットサプリが次々に・・・】

スマホで、初回500円で購入できるサプリメントのサイトを見つけた。早速、注文した商品が届いたので食べてみたが、下痢をして体に合わなかった。2週間後、頼んだ覚えのないダイエットサプリが届いた。おかしいと思い業者へ電話をすると、3回の定期購入になっているので解約できないといわれた。

<対処法>

定期購入の申込になっていたというものです。スマホなど小さい画面で初回500円の安値だけが目立っていたので、3回購入が条件であるという表示を見落とししたというケースです。また、健康食品は、効能・効果が保証されたものではありません。業者の連絡先が込み合っていてつながらないという事例もありますが、購入時にはしっかりと契約内容を確認することが大切です。通信販売には、クーリング・オフ制度がありませんのでご注意ください。

### 【SNSで知り合った人からいい話があると言われ・・・】

SNSで知り合った人と意気投合し、一緒に遊びに行くようになった。ある時、いい儲け話があると言われ、入会すればなにもなくてもお金が入ってくるという。しかも、誰かを紹介すれば手数料も入ると言われた。躊躇していたが、知人はパソコンで登録手続きをしたところ、10万円の化粧品の契約になってしまった。後日、化粧品が送られてきたが、解約したい。

<対処法>

スマホやパソコンなどインターネットが普及するなか、SNSを利用した勧誘に伴う契約トラブルが増えています。この事例のようにマルチ商法と呼ばれる連鎖販売取引は、知人・友人を勧誘していくので、人間関係も壊れかねません。簡単に儲かる話はありません。

連鎖販売取引であれば、20日間のクーリング・オフ期間が設けられています。

インターネット上の儲け話にも要注意です。内容のわからないものは契約しないことが賢明です。

### 【古着の買取りのはずが・・・】

「古着など買取ります」と電話があり、ちょうど背広など不要な古着があったので訪問を応諾した。玄関に古着をまとめていたが、自宅にきた業者は古着には目もくれずに貴金属はないかと態度が変わった。宝石などなにもないと断ったが、出すまで帰らないと居座られ恐かった。

<対処法>

訪問購入というものです。突然業者が買取りのために訪問することが法律で禁じられているため、事前に電話で訪問の応諾を取るのです。古着や不用品ならなんでも買い取るといいながら、実際は宝石や記念コインなど貴金属の買取りが目的です。

万が一、買取りの契約をした場合は、8日間のクーリング・オフができますが、怖い思いをしたというケースもあるので、訪問の承諾には注意が必要です。

消費者トラブルで困った時には、消費者ホットライン188  
県やお住まいの地域の消費者相談窓口へつながります。

# ☆☆☆ KC'sの差止活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体 NPO 法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、主に関西エリアで活動する適格消費者団体です。不当な勧誘や契約条項などに対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめ、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができます。また、特定適格消費者団体は被害回復訴訟ができます。全国で適格消費者団体 16 団体(その内、特定適格消費者団体 2 団体)が活動しています。

◎KC'sは、6月に「特定適格消費者団体」の認定を受け、被害回復の活動を始めています。被害情報のご提供をお願いします。

6月21日松本純内閣府特命担当大臣(当時)より、「特定適格消費者団体」の認定を受けました。

これまで、被害額が少額のために、個人で訴訟を起こすことをためらい、結局泣き寝入りしていた被害者が、被害金を取り戻す道が開けました。

被害情報を得た「特定適格消費者団体」が、個々の被害者の代わりに、事業者に訴訟を提起して勝訴すれば、被害金額を取り戻せることとなります。

KC'sでは、消費者から寄せられた「被害情報」は、「差止請求」の検討をするために使われていたが、ホームページ「情報受付」の記載も変更し、「被害回復」の検討をするためにも使用しています。

その情報をもとに2月から被害回復検討委員会を10名で構成し月1回検討をすすめています。

KC'sは認定を取得して以降、ホームページの記載の変更や、新しいKC's紹介パンフレットの作成などを進めてきました。同時に、当該被害者との関係では、通知・公告、授權契約、報酬金、被害金の確認など、これまで経験したことのない実務手続きの文書の準備を進めています。

さらに、近隣の行政・消費生活センターに新制度とKC'sへの理解や協力をいただくための準備もすすめています。事業者のみなさんへ新制度をお知らせするための「事業者セミナー」の開催も予定しています。また、弁護士会や司法書士会など専門家団体としっかりした協力関係をつくっていくことも必要と考えています。「特定適格消費者団体」の認定を得たことで、社会的責任も大きくなりました。新たな実務作業も発生します。KC'sの活動を支える事務局機能を充実させることも大きな課題です。

今後、専門家の協力要請や行政との被害情報等共有化など、この新制度を実効性のあるものとしていくには、多くの行政・団体・専門家等とのより一層の協力関係をつくる必要があると考えています。ご理解とご協力をお願いいたします。

※被害情報のご提供は、KC's 情報受付ダイヤル 06-6945-0729 まで。

◎健康食品販売会社の佐々木食品工業(株)自然食研が販売する「しじみ習慣」のtwitter上の表示の削除を求めていましたが、削除されました。

同社が販売する「しじみ習慣」について、同社の公式 twitter には、誤認を招く表示がまだ残っていたため、速やかな削除を求めて2017年8月25日付「要請書」を送付していましたが、「ご指摘いただきました twitter の投稿について、全て削除」したとの2017年9月13日付「回答」を受領しました。

KC'sの訴訟・申入れ等について詳しくは、HP(<http://www.kc-s.or.jp/>)にてご覧ください

# 消費者ネットワークわかやま啓発講座のご案内

消費者被害にあわないために！和歌山県内4地域で開催します

参加無料

## 「私たちの暮らしと 独占禁止法の関わり」

内容：かしこい商品選択をするために、私たちはどのようなことを知っていれば良いのか。景品表示法を通して学びましょう。

講師：公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所

①日時：11月20日（月）  
10：00～11：30  
場所：和歌山県 JA ビル 2階 2-A  
（和歌山市美園町5-1-1）

②日時：11月20日（月）  
14：00～15：30  
場所：海南くらしのセンター

## 「最近の消費者被害を 知ろう！」

内容：最近の消費者被害の事例について、映像を見ながら学びましょう。

講師：和歌山県消費生活センター

①日時：11月28日（火）  
10：00～11：30  
場所：打田生涯学習センター  
（紀の川市西大井363番地）

②日時：11月28日（火）  
10：00～11：30  
場所：財部会館 2階会議室  
（御坊市湯川町財部485番地）

### 【参加申し込み】

消費者ネットワークわかやま事務局

TEL：073-474-1124

参加申し込みは、各講座開催の1週間前までに電話でお願いします。（当日のご参加も可能です。）

## 消費者ネットワークわかやまに加入しましょう。 2017年度新規会員募集中！

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない誰もが安心してくらすことができる和歌山県の地域社会づくりに向けて活動しています。具体的には、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んできました。会員にご加入頂いた方には、消費者ネットワークわかやま会報（四季だより）、消費者ニュース（消費者被害にあわないための啓発チラシ）をお届けしています。

私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。消費者ネットワークわかやまの趣旨にご賛同いただき、2017年度新規・継続会員の手続きを是非宜しくお願い致します。

----- きりとりせん -----

### 消費者ネットワークわかやま加入申込書（新規・継続）

団体名または個人名 \_\_\_\_\_ 申込日 2017年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

ご担当者名様（団体の場合ご記入下さい） \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_ メール \_\_\_\_\_

年会費 \_\_\_\_\_ 円（個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。）

金融機関・支店名 ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座

口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 由良 登信

※ 銀行から上記の口座に振込みする際は下記となります。

店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 01950